



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシアの国籍政策：国境外国籍の付与と対外政策〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	長島， 徹
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第16559号
Issue Date	2025-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95689
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Toru_Nagashima_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名： 長 島 徹

審査委員	主査	教授	岩	下	明	裕
	副査	教授	宇	山	智	彦
	副査	准教授	落	合	研	一
	副査	教授	服	部	倫	卓

学位論文題名

ロシアの国籍政策-国境外国籍の付与と対外政策-

・当該研究領域における本論文の研究成果

本論文の研究成果としては以下のものがあげられる。

第一に、ロシアによる国外住民に対するパスポート化が、ソ連崩壊後、ロシアが採用した国籍政策とのどのように関連してきたかを明らかにした点である。旧来の研究では、パスポート化は国籍政策そのもののなかで位置づけられることはなかった。本研究では、1990 年に国籍法制定に向けた議論が始まった当初から、国外の「ロシア語系住民」の権利保護のために国籍を付与すべきとの考えが共有され、1990 年代後半にはソ連国籍がロシア国籍へと承継されるべきという主張が議会で展開され、旧ソ連国民を「潜在的ロシア国民」とみなす傾向が与野党を問わず広まっていたこと。これらが、2000 年代に入り、パスポート化を推し進める後景となった。ロシアの旧ソ連諸国に対する拡張主義が決して単線的ではなく、時期に応じて展開してきたことを明らかにした本研究は歴史研究としても価値が高い

第二に、ロシアにおける国籍政策と対外政策の関係性を明らかにした点である。旧来の研究でも、ロシアが対外政策上、しばしば国籍を利用したことは触れられていたが、なにゆえ対外政策において国籍を利用されるのかまでは踏み込んでについて論じられてこなかった。広く旧ソ連国民を潜在的に「ロシア国民」とみなす考えが共有されている一方で、プーチン政権は、国内に居住する人々のみに国籍付与することを原則とし、政策的に有用な人々に国籍を与える方針は機会主義的なものに過ぎなかった。2000 年代前半にはアブハジア及び南オセチアに関して、あくまでアドホックにパスポート化が行われたに過ぎないのに対し、2018 年以降はウクライナにおいて、より計画的に組織的な政策として国籍付与が実施されていることを明らかにした。この点は、本研究の白眉ともいえ、ロシアのこれからの対外政策の動向を読み解くうえでも、国籍がどのように利用されているのかを予見可能となる。かかる論点の明晰化は本論文のもっとも重要な学術的貢献のひとつである。

第三に、本論文はロシアに特徴ある国籍政策の性格を明らかにし、各国の国籍政策との比較研究に素材を提供した点にある。フランスやドイツを始めとする西欧諸国の国籍政策は、これまで多くの研究の蓄積があり、比較研究がなされてきたが、ロシアや東欧諸国のそれはいまだ十分とは言えない。実際、一国の国籍政策を分析するためには、国内での法的な議論の詳細を追う必要があり、現地の一次資料の検討及び法的な知見と理解が不可欠となる。本論文が多数のロシア語の一次資料を分析し、ロシアの国籍政策の変遷の詳細を明らかにしたことで、本研究は今後の国籍政策の比較研究の発展にロシアを加えることで一助を担うと言える。

第四に、分析の対象に議会の論戦を十分に含めた意義がある。ロシアのように旧帝国の解体を経た空間における「国民」とは何かを考える際に、在外同胞を含む「国民の創出」及び、それに伴う「政治動員」を踏まえる素材として議会に着目したのは慧眼である。「野党」への言及も多く、ともすれば一枚岩的な見方で描かれがちなロシアの政策決定プロセスを（国籍という限定的なテーマではあるが）描きだした成果は大きい。本研究はロシア政治過程論分析の基本文献としても

重用されるに違いない。

・学位授与に関する委員会の所見

これらの研究成果を高く評価したうえで、委員からは以下のような疑問点も示された。第1に、プーチンの二面性をどうとらえるか。例えば、移民については厳格化しようとする傾向もあり、国籍の拡大付与とは一見、齟齬しており、政策はどのように整合性を持つのか（あるいは、持たないのか）。第2に、当時、リベラルともいわれたメドベージェフの大統領時代の動向が触れられていないが、これをどう位置づけるのか、第3にロシアが国外の紛争の「仲介者」として振舞っていた時期と積極的に拡張していく時期の違いをどのように国籍付与と結びつけるのか、第4にアブハジア、南オセチアのアドホックなパスポートイゼーションと、ウクライナの計画的なその違いの背景をより説明してほしい。第5に頻繁に「野党」という言葉が出るが、「野党」も多様であり、その分類や違いを詳しく描いてほしい、第6に国籍を議論する際、ロシア中心に傾倒しており、ソ連崩壊に伴う旧構成共和国それぞれの国籍政策や問題を概観したうえで、ロシアに絞るべきではないか、など多岐にわたる論点が指摘された。

にもかかわらず、口頭試問において学位申請者よりそれぞれの疑問に関する誠意ある回答が示され、本論文で採られた一連の方法論や立論にはそれぞれ必然性があり、課題を残している場合でも学位申請者が十分に自覚し今後の研究に活かそうとしていることが確認された。また委員からの質問もすべて本論文の成果を高く評価したうえでの、より精緻な議論を求めるものであり、本研究の水準や成果の意味を疑うものはなかった。

本審査委員会は、以上のような審査結果により、全員一致して本申請論文が博士（学術）の学位を授与されるにふさわしいものであると認定した。